

# 三井住友信託ダイナースクラブカード会員特約

## 第1条(カードの名称および入会の方法)

- 1.本カードは、三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」という)と三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が提携し、当社所定の方法で発行するもので、カードの名称は「三井住友信託ダイナースクラブカード」(以下「カード」という)と称します。
- 2.申込者は、本特約を承諾のうえ、直接または三井住友信託銀行を通じて当社に入会を申し込むものとします。

## 第2条(用語の定義)

- 1.本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限り「ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)」の語句の用語の意味と同様とします。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

## 第3条(会員資格)

申込者または会員は、原則として三井住友信託銀行の預金口座をカード利用代金引落口座として登録設定するものとします。ただし、本会員カードに付随して発行するビジネス・アカウントカードにおいて、当社が認めたときはこの限りではありません。

## 第4条(カード発行の継続・廃止)

カード発行の継続・廃止については、三井住友信託銀行および当社がこれを決定します。

## 第5条(会員資格の喪失)

当社は、本特約第3条に規定する、カード利用代金引落口座である三井住友信託銀行の預金口座が解約された場合、および会員が当該引落口座を他の金融機関へ変更した場合、会員に対して何らの催告なく会員資格を取り消すことができるものとします。

## 第6条(三井住友信託銀行提供サービスの利用)

会員は、三井住友信託銀行より、その提供する特典・サービスを三井住友信託銀行が指定する所定の方法により受けることができるものとします。

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項 および重要事項に係る特約

〈本同意条項および重要事項に係る特約は、三井住友信託ダイナースクラブカード会員特約の一部を構成します。〉

### 第1条(三井住友トラストグループへの個人情報の提供および利用に関する同意)

- 1.申込者および会員は、当社が保護措置を講じたうえで、三井住友トラストグループ株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社(以下「三井住友トラストグループ」という)に対し、三井住友トラストグループにおける会員情報の管理、分析を目的として、次の各号に定める個人情報を提供し、三井住友トラストグループがこれを共同して利用することに同意します。
  - (1)会員規約および本特約に基づき、当社に届出のあった情報もしくは会員等が当社に提出する書類等に記載されている情報。
  - (2)申し込みにより発行されるカードに関する入会日、種別、カード番号・有効期限。

- (3) カード番号が無効となった事実。
  - (4) 会員資格の喪失。
  - (5) カード申し込みに対する審査の結果(ただし、その理由は除く)。
  - (6) カード利用代金引落口座情報および、当該引落口座が解約、または三井住友信託銀行から他の金融機関へ変更された事実。
2. 会員等は、当社が必要に応じて三井住友トラストグループに対し、三井住友トラストグループの各種サービスの提供を目的として、以下の個人情報を、保護措置を講じたうえで提供し、三井住友トラストグループがこれを共同して利用することに同意します。
- (1) 会員のカード利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名などの利用状況、契約内容に関する情報、付帯するサービスに関する情報。

2025年4月1日改定